

令和4年第24回

美幌町農業委員会総会議事録

令和4年3月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和4年3月25日(金) 午後1時30分から午後1時52分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

	2番	齋藤一男君		3番	梅津幸一君
農地部会長	4番	寺本恵二君		5番	安藤良司君
	6番	高崎利彦君		7番	山岸洋文君
	8番	武田透君		9番	中川誓子君
農地副部会長	10番	小林寿美君		11番	重清幸良君
振興部会長	12番	小泉豊和君		13番	石田力司君
職務代理	14番	日並洋君	振興副部会長	15番	中村寿恵子君
	16番	佃徹君		17番	田村秀司君
	18番	木村勝彦君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	田中三智雄君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	臨時筆生	寺田裕子君

## 議 事 日 程

令和4年第24回 美幌町農業委員会総会  
令和4年3月25日 午後1時30分開会

- |         |         |   |
|---------|---------|---|
| 日 程 第 1 |         | 議事録署名委員及び総会書記の指名について                        |
| 日 程 第 2 |         | 諸般の報告について                                   |
| 日 程 第 3 |         | 会期の決定について                                   |
| 日 程 第 4 |         | 会務報告について                                    |
| 日 程 第 5 | 報告第44号  | 第9回 振興部会会議結果報告について                          |
| 日 程 第 6 | 報告第45号  | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について       |
| 日 程 第 7 | 報告第46号  | 地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について                   |
| 日 程 第 8 | 議案第102号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日 程 第 9 | 議案第103号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                        |
| 日 程 第10 | 議案第104号 | 農地法第4条の規定による許可申請について                        |
| 日 程 第11 | 議案第105号 | 現況証明願について                                   |

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和4年第24回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号12番 小泉委員、同じく議席番号13番 石田委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査と加賀屋主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告3件、議案4件となっております。朗読につきましては省略させて頂きます。なお、議席番号1番 日並 一三委員、同じく議席番号19番 鎌仲委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定を致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第44号「第9回 振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長からの報告をお願い致します。
振興部会長	第9回 振興部会 会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。 令和4年2月25日。美幌町農業委員会 振興部会長 小泉豊和。美幌町農業委員会 会長 千葉正美 様。記。1、案件 (1)令和4年度 美幌町農業委員会 総会日程及び農地法許可申請書等の提出期限について。2、開催日時 令和4年2月25日 金曜日 午後2時30分から午後2時35分。3、開催場所 議会第1・第2説明員控室。4、出席者 わたくしほか8名、事務局、田中局長、矢野主査。5、会議結果につきましては事務局よりお願い致します。

事務局	<p>会議結果についてご報告致しますので議案参考資料1ページをご覧ください。(1) 令和4年度 美幌町農業委員会総会日程及び農地法許可申請書等の提出期限につきまして基本的には総会は毎月25日開催とし、土日などの休日の場合はその前後に行うものとしております。また、不測の事態等によりその日程で行うのが困難な場合は適宜、日程変更も行うものとして議案参考資料1ページの日程案を提案し、承認されております。ご説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第44号「第9回 振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第6、報告第45号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。</p>
事務局	<p>今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案5ページと6ページの5法人でございます。</p> <p><b>【議案に基づき説明】</b></p> <p>以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第45号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第7、報告第46号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」を議題と致します。</p>
事務局	<p>地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告についてご説明致します。議案7ページをご覧ください。</p> <p>申請人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、登記地目は田で面積は〇〇㎡、変更後の地目は宅地でございます。現地確認については2月27日に日並一三委員、木村委員、安藤委員で確認を行い、議案8ページにありますとおり、転用許可を得る必要がない案件であること、原状回復命令を行わないことを調査結果として3月3日に法務局へ回答しております。以上、ご説明いたしましたのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第46号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第8、議案第102号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。</p> <p>内容番号186号。</p>

事務局 内容番号186号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧願います。本件は新規就農者への売買案件です。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年3月28日、代金の支払期限は令和4年4月30日、利用調整日は令和3年12月6日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

5 番 内容番号186号につきましては只今事務局の説明のとおりです。  
この案件は〇〇さんが新規就農者の〇〇さんに売買するものです。なお、この農地は〇〇さんの住宅横にある農地で面積が小さいため、農業公社事業の活用ができないことから個人売買としたものです。〇〇さんは今月で研修を終え、就農しますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。  
  
(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号186号は適当と認めます。  
内容番号187号から188号は関連がございますので一括上程致します。

事務局 内容番号187号から188号につきまして一括ご説明致します。参考資料は4ページと5ページをご覧願います。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、利用調整日は令和4年3月18日でございます。  
内容番号187号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号188号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3 番 内容番号187号と188号につきましては只今事務局説明のとおりです。  
この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは法人化して小麦、玉葱、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。  
  
(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号187号から188号は適当と認めます。  
内容番号189号。

事務局 内容番号189号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願います。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案12ページをご覧願います。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、利用調整日は令和4年2月18日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして

	<p>いると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
3 番	<p>内容番号189号につきましては只今事務局の説明のとおりです。 この案件も期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは〇〇で畑作三品、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号189号は適当と認めます。 内容番号190号。</p>
事 務 局	<p>内容番号190号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願ひします。本件は農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案12ページをご覧願ひします。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年3月28日から令和9年1月25日までの5年間、利用調整日は令和4年3月7日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
5 番	<p>内容番号190号につきましては只今事務局の説明のとおりです。 この案件は1月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号190号は適当と認めます。 議案第102号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号67号。</p>
事 務 局	<p>内容番号67号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧願ひします。本件は新規の賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から5年間、賃貸価格は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。</p> <p>以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料10ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
12 番	<p>内容番号67号につきましては只今事務局の説明のとおりです。 この案件は近隣で作付けしている〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族3人</p>

	<p>で約170頭の黒毛和牛を飼育し、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを2月25日、重清委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号67号は適当と認めます。 議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第10、議案第104号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号10号。</p>
事 務 局	<p>内容番号10号についてご説明致します。参考資料は12ページから14ページをご覧願ひします。本件は農舎建築のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内にある農地でございます。転用目的は農舎建築、計画の概要は農舎面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡、工事期間は許可日から令和4年12月末日となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。</p>
2 番	<p>内容番号10号につきましては只今事務局の説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが経営規模拡大のため農舎が必要となったもので申請地は効率的な作業ができるよう既存の農舎周辺、また、ほかの農地への影響が少ない場所を選定しており現地の状況からみて、やむを得ないものであると3月8日、佃委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号10号は適当と認めます。 議案第104号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第11、議案第105号「現況証明願ひについて」を議題と致します。 内容番号34号。</p>
事 務 局	<p>内容番号34号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧願ひします。願ひ出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願ひ出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。</p>
5 番	<p>内容番号34号につきましては只今事務局の説明のとおりです。 この土地は市街地の栄通と東雲通の交差点付近にある区画整理された住宅街の一面で住宅も建設されており、相当前から畑としては使われておらず農地・採草放牧地以外であることを2月27日、日並一三委員と木村委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしくお願ひ致します。</p>



議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号34号は適当と認めます。  
議案第105号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。  
これをもちまして、第24回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後1時52分